

2025 年 10 月 20 日 全 14 頁

若年層の実質可処分所得の超長期推計

20～34 歳未婚男女につき、1980～2024 年の 45 年間を推計

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太

[要約]

- 本レポートでは、扶養者のいない 20～34 歳男女のフルタイム労働者の実質可処分所得を 1980 年から 2024 年の 45 年間にわたって推計した。
- 1980 年から 2015 年頃にかけて、社会保険料率はほぼ一貫して上昇したが、1996 年頃までは実質賃金の伸びがそれを上回り実質可処分所得は上昇トレンドにあった。1996 年頃から実質賃金の伸びが鈍化したため、実質可処分所得は、女性および 20～24 歳男性は概ね横ばいになり、25～34 歳男性は下降トレンドに入った。
- 2015 年頃に社会保険料率の上昇が一服し、実質賃金が緩やかな上昇トレンドに転換したため、2015 年から 2019 年にかけて実質可処分所得が上昇し、2019 年時点で 30～34 歳男性を除き 1996 年の水準を上回った。その後は物価上昇に賃金が追い付かず、2024 年の実質可処分所得は 2019 年より低い水準となっている。
- 本レポートの推計では、2019 年には多くのケースで実質可処分所得が過去最高を更新していた。長期的な社会保険料率の引上げがありながらも、若者全般が貧しくなっているわけではない。足元の暮らし向きの悪化は急速な物価上昇で実質賃金が低下したために生じており、物価の安定が当面の政策課題だ。長期的には社会保険料率の安定が政策課題となるだろう。

[目次]

はじめに～推計の目的と超長期比較時の留意事項

1. 名目賃金と賃金カーブの推移
2. 実質賃金の推移
3. 税・社会保険料負担と実質可処分所得の推移
4. 時間あたり実質可処分所得の推移

おわりに～若年層の暮らし向きの評価と政策的示唆

はじめに～推計の目的と超長期比較時の留意事項

本レポートのねらいとこれまでのレポートとの比較

これまで、大和総研では、第2次安倍政権発足を起点として、賃金構造基本統計調査等をもとに2012年以後の年齢階級別のモデル世帯の「実質可処分所得」の推移を推計し、家計の暮らし向きの変化を分析してきた（以下、「2012年以後レポート」）¹。

2012年以後レポートからは、「20代単身男女の実質可処分所得は2012年から2024年にかけて概ね維持されている」ことがわかっている。一方、少子高齢化の進展やそれに伴う家計の税・社会保険料の負担増加について分析する際には、これらがより長期にわたって生じてきた現象であるため、2012年以後の推移をたどるだけでは不十分であるという課題もあった。

また、平成以後の超長期の家計の税・社会保険料の負担の推移については、家計調査をもとに分析したレポートも公表してきた²（以下、「家計調査レポート」）。家計調査レポートでは、日本の「2人以上の勤労者世帯」を全体としてみたときの家計の暮らし向きの変化を捉えることができるが、家計調査の性質上、年齢階級別や単身世帯の分析を行うことは困難であった。

賃金構造基本統計調査等をもとに作成した2012年以後レポートの射程を、バブル期以前の1980年を起点とした2024年までの45年間に拡張すれば、超長期における年齢階級別のモデル世帯の暮らし向きの変化とその要因を捉えることが可能となる。本レポートでは、分析対象期間を通じた「世帯の形」の変化による影響を受けにくい、扶養者のいない若年フルタイム労働者につき45年間の分析を行う。

図表 1：過去のレポートと本レポートの目的と主な条件設定

	本レポート	2012年以後レポート	家計調査レポート
目的	「モデル世帯」における暮らし向きと税・社会保険料の変化を分析する		「2人以上の勤労者世帯」の暮らし向きと、税・社会保険料負担の変化を分析する
世帯構成	世帯員の年齢・世帯人数を固定したモデル世帯		2人以上の勤労者世帯（世帯主年齢・世帯人数等は変動する）
分析対象期間	1980年～2024年	2012年～2024年	1988年～2023年
収入	「賃金構造基本統計調査」による性別・年齢階級別の賃金を用いる		「家計調査」による平均または五分位階級別の収入を用いる（世帯主の配偶者や、「配偶者・配偶者の世帯主以外の他の世帯員」の収入も「家計調査」による）
	（本レポートでは、未婚者のモデル世帯のみを設定した）	既婚女性の就業形態は「労働力調査」を用いる	
直接税・社会保険料負担	収入をもとに各年の税制・社会保険制度を適用して推計		「家計調査」による
消費支出	（推計しない）		「家計調査」による
間接税負担	（推計しない）		消費支出をもとに推計
物価指標	家計最終消費支出デフレーター	CPI(総合)	CPI(帰属家賃を除く総合)

（出所）総務省「家計調査」「労働力調査」「消費者物価指数」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟「[2012～2024年の家計実質可処分所得の推計](#)」（大和総研レポート、2025年4月11日）が最新。

² 是枝俊悟・平石隆太「[平成以降の家計の税・社会保険料負担の推移](#)」『大和総研調査季報』2025年新春号（Vol. 57）pp. 4-17 が最新。

家計最終消費支出デフレーターにより実質化し、超長期の実質可処分所得を推計

家計の暮らし向きを判断する際の基本的な指標としては、2012 年以後レポートと同様に「実質可処分所得」を用いる。「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差し引き、手当等を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

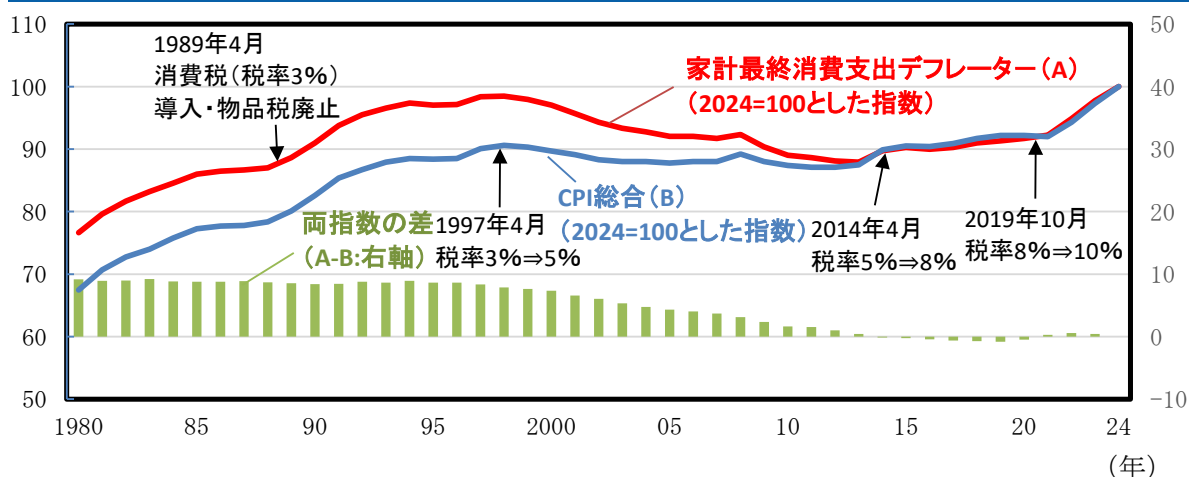
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き、2024 年現在の物価に換算して³どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年（2024 年）の物価水準}}{\text{比較する年の物価水準}}$$

本レポートでは、物価水準につき、よりバイアスが小さく超長期の比較をする観点から、2012 年以後レポートで用いた「CPI 総合」ではなく、内閣府が公表する「家計最終消費支出デフレーター」を用いた⁴。図表 2 は、物価と消費税率の推移である。CPI 総合と家計最終消費支出デフレーターのいずれも間接税込みの価格を示すもので、消費税の導入・税率引上げが反映されている。1996～2014 年頃のデフレ期に、CPI 総合より家計最終消費支出デフレーターの方が大きく下落し、両指数の差が開いた。この時期に、価格が下がった品目への消費のシフトが進んだと考えられる。

図表 2：物価と消費税率の推移



（出所）内閣府「国民経済計算」、総務省「消費者物価指数」および法令をもとに大和総研作成

³ 2012 年以後レポートでは基準年を始点の 2012 年としたが、本レポートでは超長期の分析を行うため、2024 年時点の物価に換算して過去の可処分所得を評価することとした。

⁴ 内閣府「令和 7 年度 年次経済財政報告」の「コラム 1-4 家計最終消費支出デフレーターと消費者物価指数の関係」によると、「CPI は、基準年（現行基準では 2019 年と 2020 年の平均）の品目別消費ウェイトを固定し、各品目を加重平均するラスパイレズ型固定基準方式により作成されるため、より安価な品目への消費の代替が考慮されず、基準年から離れるほど上方バイアスを持つ傾向があるのに対し、消費デフレーターは、パーシェ型連鎖方式により作成され、品目別消費ウェイトの変化が随時反映されるため、バイアスが小さい」とされている。

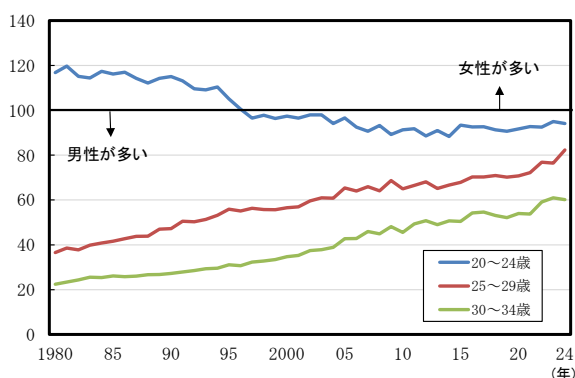
1980 年代の労働慣行と 1 時間あたり実質可処分所得

超長期の分析を行う際には、労働慣行の変化にも留意が必要である。1985 年以前の労働法では、女性保護の観点から女性の残業時間や深夜労働などに特別の規制（女性保護規定）がかけられる一方、企業が採用や処遇等につき女性を不利に扱うことが違法ではなかった。1985 年の男女雇用機会均等法（均等法）制定時に、女性保護規定が撤廃されるとともに採用や処遇における機会均等が努力義務となり、1997 年の均等法改正により義務化された。

1980 年代においては、25 歳以上の女性フルタイム労働者は男性より極端に少なく（図表 3）、女性が必ずしも 34 歳程度まで働き続けられるとは限らなかった点にも留意する必要がある⁵。

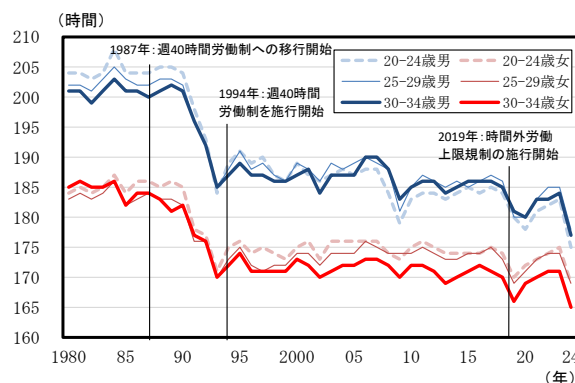
フルタイム労働者の労働時間も大きく変化している（図表 4）。1980 年代の月間労働時間は男性が 200 時間強、女性が 185 時間前後であった。1990 年代前半の法定労働時間の週 48 時間制から週 40 時間への移行期に労働時間の短縮が進み、1995～2018 年頃は男性が 185 時間前後、女性が 170 時間強となった⁶。2019 年以後の時間外労働時間上限規制の導入後は労働時間がやや短縮し（ただし、2020～2021 年頃はコロナ禍の影響もある）、男性が 180 時間前後、女性が 170 時間前後となった。労働時間の男女差は長期的に縮小傾向にある。

図表 3：フルタイム労働者数の年齢階級別男女比（男性＝100）



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より大和総研作成

図表 4：フルタイム労働者の月間労働時間（年齢階級および男女別）



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より大和総研作成

家計の暮らし向きを考える際には労働時間の変化にも留意すべきであり、本レポートでは、労働時間を考慮した下記の「1 時間あたり実質可処分所得」も指標として用いる（1 時間あたり実質可処分所得＝実質可処分所得/年間労働時間）。

⁵ 1980 年代のフルタイム労働者につき 20～24 歳で女性の方が多いの、男女の学歴差のためである。海老原嗣生『女子のキャリア』（ちくまプリマー新書、2012 年）によると、「当時は、多くの会社が寿退社（結婚退職）を前提に、女性社員を雇っていました。それを内規として定め、しかも就業規則にまで盛り込んでいる企業も普通でした」（p. 18）とある。

⁶ 2000 年頃から 30～34 歳女性の労働時間が短くなる傾向があり、産休・育休後に職場復帰し時短勤務等を行っている者が含まれるようになってきたことが要因と考えられる。このため、未婚者に限った 30～34 歳女性の実際の労働時間は統計より長く、実際の賃金も統計より多い可能性に留意する必要がある。

男女別の厚生年金保険料率と総報酬制の導入

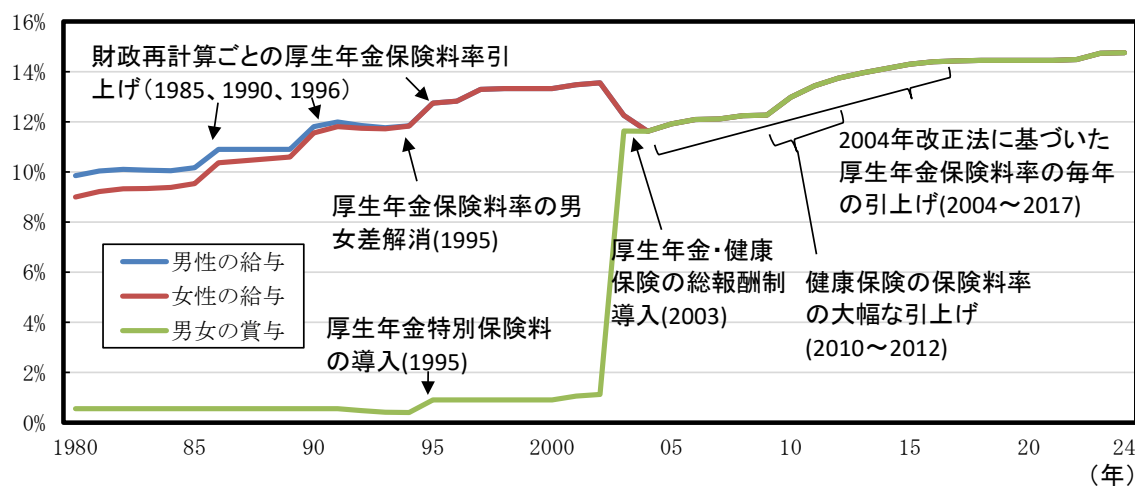
図表 5 は 1980～2024 年の社会保険料率の推移を示すもので、本レポートでは、かつて男女や月給・賞与で異なっていた社会保険料率を考慮して、過去の社会保険料を推計している。

厚生年金は 1947 年の法改正以後、女性の保険料率を男性より低く設定しており、1980 年 1 月時点の保険料率は男性 5.3%、女性は 4.45%であった（以下、本節の保険料率はいずれも従業員負担分）。1980 年の法改正時に「長期的段階的に保険料率の男女差の解消を図ること⁷」が定められ、その後の法改正を経て 1995 年 11 月に保険料率の男女差が解消された。

また、かつては、健康保険と厚生年金の保険料は月給のみに対して課され、賞与には課されていなかった⁸。1994 年の法改正により、「保険料を徴収する対象を拡大し月収にかかる保険料を抑制するとともに、保険料負担を逃れるため月収を抑えて賞与等を増額するという現象が見られることから、現役世代内での負担の公平を図る観点に立つて⁹」賞与に対して、1995 年 4 月から、月給より低率の 0.5%の特別保険料が課されるようになった¹⁰。

その後、厚生年金につき、2000 年の法改正により、世代内の負担の公平化を図るため総報酬制が導入され、2003 年 4 月から、月給に対する保険料率は引き下げられる一方、賞与にも月給と同一の保険料率が適用されることになった¹¹。これは、「総報酬制を導入しても、総額でみて保険料収入は変わらないようにするため¹²」の改正である¹³。

図表 5：社会保険料率の推移（従業員負担分、医療・年金・雇用の計）



（注）厚生年金、全国健康保険協会（旧・政府管掌健康保険）、雇用保険に加入するものとした。図表中の制度改正は施行された暦年を表示している。

（出所）法令より大和総研作成

⁷ 厚生省『厚生白書（昭和 50 年版）』

⁸ 雇用保険料はかねて給与・賞与に同じ保険料率で賦課されていた。

⁹ 厚生省「国民年金法等の一部を改正する法律の施行について」（1994 年 11 月 9 日、厚生省発第五九号）

¹⁰ ただし、賞与に対する特別保険料分は保険料を徴収されるのみで、年金給付には反映されなかった。

¹¹ その際、賞与に対する保険料も年金給付に反映されるよう改正された。

¹² 厚生省年金局年金課「年金制度改革・改正のポイント シリーズ 4」（全国社会保険協会連合会『ねんきん』2000 年 8 月号、pp. 8-11）

¹³ 同様に、健康保険においても 2003 年 4 月から総報酬制が導入された。

1. 名目賃金と賃金カーブの推移

若年層の名目賃金の転換点は 1997 年と 2009 年頃

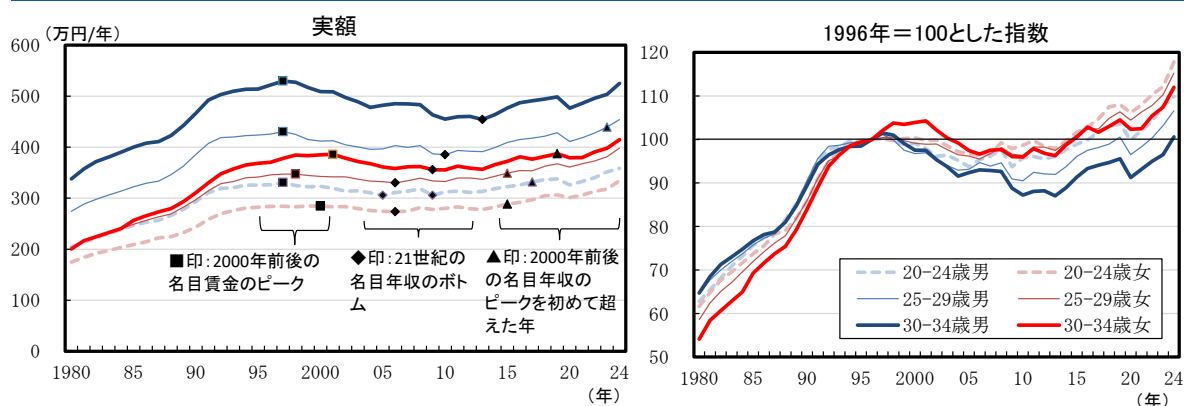
図表 6 は、1980 年から 2024 年にかけての若年フルタイム労働者の男女別・年齢階級別の名目賃金の推移を示したものである。左は実額、右は 1996 年を 100 とした指数で示している¹⁴。

1980 年から 1997 年にかけては、男女、どの年齢階級でもほぼ単調に名目賃金が伸びていたが、男性はアジア通貨危機が発生した 1997 年をピークに、女性は少し遅れて 1998～2001 年をピークとして名目賃金の下落が始まる。

その後、2005～2010 年頃をボトムとして、女性や 20 代の名目賃金は再び上昇トレンドに戻る。30～34 歳や（図表 6 には表示していない）35 歳以上の男性の名目賃金は、それより遅れて 2013 年に底打ちした。

2000 年前後の名目賃金のピークを初めて上回ったのは、20～24 歳と 25～29 歳の女性は 2015 年、20～24 歳男性は 2017 年、30～34 歳女性は 2019 年、25～29 歳男性は 2023 年であった。30～34 歳男性は、2024 年時点でまだ 1997 年のピークに達していない。

図表 6：若年フルタイム労働者の名目賃金の推移



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より大和総研作成

男女の賃金カーブは大きく変化した

図表 7 は、本レポートの分析対象の始点の 1980 年、終点の 2024 年のほか、若年層の名目賃金の転換点となった 1997 年および 2009 年の 4 時点における男女のフルタイム労働者の賃金カーブを示したものである。

1980 年時点では、男女の賃金体系には大きな差があった。20～24 歳の賃金は男性 205 万円、女性 175 万円と男女差は 1.17 倍にとどまる。男性は 20～39 歳にかけて賃金が大きく上昇し 35～39 歳には 392 万円となる。女性は、前掲図表 3 の通りそもそも働き続ける人が少なかったた

¹⁴ 名目賃金のピークは主に 1997 年だが、後述する実質賃金と実質可処分所得のピークが主に 1996 年であるため、1996 年を 100 としたグラフを掲載する。

め、働き続けたとしても賃金は年齢によってほぼ変わらず、35～39 歳でも 193 万円にとどまった結果、男女差は 2.03 倍に広がった。

なお、1980 年時点では男性フルタイム労働者の賃金は 35～39 歳から 50～54 歳にかけてほぼ横ばいとなり、55～59 歳で低下していた。当時の企業は定年を 55 歳から 60 歳に引き上げる過程にあり¹⁵、55 歳の「旧定年」後に賃金が低下する仕組みはその後長く続く。

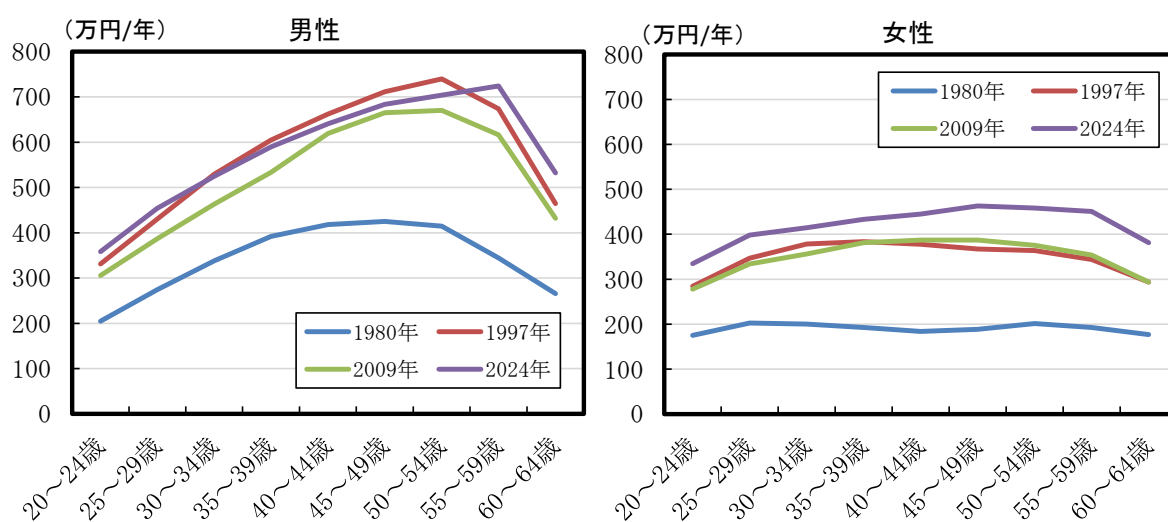
1980 年から 1997 年にかけて、男性は賃金カーブ全体が上方にシフトするとともに、40～54 歳にかけても継続して賃金が上昇するようになる。女性も賃金水準が上方にシフトするとともに 20～34 歳にかけて賃金が上昇するようになる。

1997 年から 2009 年にかけては、男性は賃金カーブ全体が下方シフトするが、この間の賃金の下落幅は 25～39 歳で比較的大きかった（25～29 歳が-10.1%、30～34 歳が-12.5%、35～39 歳が-11.8%であり、他の年齢階級では下落幅は 10%未満にとどまる）。女性はこの間、20～34 歳は僅かに賃金が低下したが、35 歳以上では僅かに上昇し、賃金カーブのピークは 40～44 歳にシフトした。

2009 年から 2024 年にかけては、30～54 歳男性の賃金上昇幅が 20～29 歳男性の上昇幅よりも小さいため、賃金カーブはフラット化した。55～59 歳は賃金が上昇し、2024 年時点では賃金カーブのピークは 55～59 歳となっている。女性はこの間、賃金カーブが上方シフトし、賃金カーブのピークは 45～49 歳にシフトした。

2024 年現在、なお中年期以後の男女の賃金格差は大きいが、女性がフルタイム労働者として働き続け一定の昇給を得るライフコースは確立しつつある。

図表 7：フルタイム労働者の賃金カーブ（名目賃金）の変遷



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より大和総研作成

¹⁵ 1998 年に改正高年齢者雇用安定法の施行により 60 歳未満の定年が禁止され、60 歳定年が完成する。

2. 実質賃金の推移

実質賃金の過去最高水準はコロナ禍前の 2018～2019 年

図表 8 は若年フルタイム労働者の実質賃金の推移である。

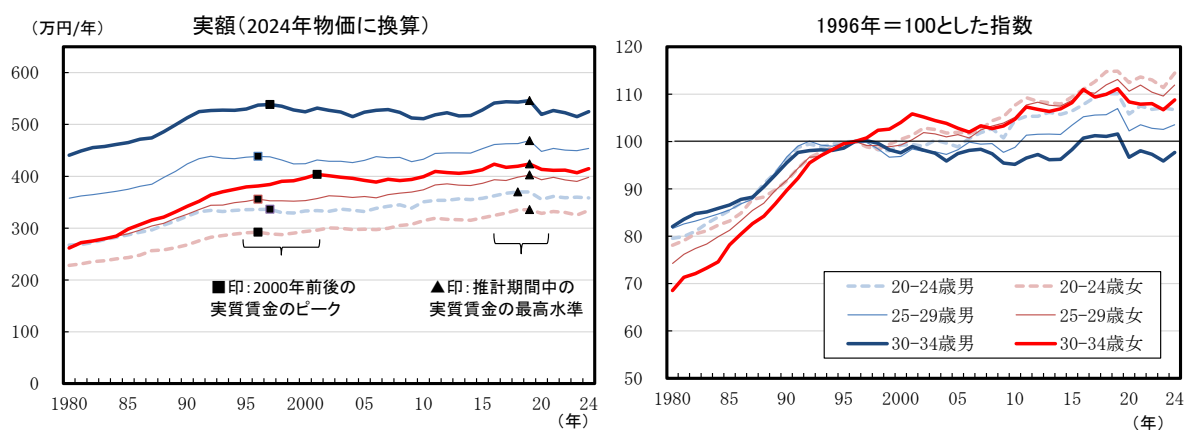
若年フルタイム労働者の実質賃金は 1980 年から 1996 年にかけて上昇トレンドにあったが、(30～34 歳女性を除き) その後下落に転じる。実質賃金のピークは名目賃金のピーク (1997 年) より 1 年前の 1996 年に集中している。

1998 年以後、名目賃金は下降トレンドに入る (前掲図表 6) が、同時に物価下落も始まったため (前掲図表 2)、実質賃金では名目賃金ほど明確な下降トレンドは確認できない。1998 年以後の実質賃金は、25～29 歳と 30～34 歳男性では概ね横ばい、それ以外では緩やかな上昇トレンドを保っている。

2015 年～2019 年頃は物価がほぼ横ばいで推移した (前掲図表 2) 一方、名目賃金は上昇していたため (前掲図表 6)、この間に実質賃金が伸び、コロナ禍前かつ消費税率 10% への引き上げ前の 2018 年 (20～24 歳男性のみ) または 2019 年 (その他) に推計期間中の実質賃金の最高水準を記録している。

その後は、2020 年にコロナ禍で名目賃金が落ち込んだこと、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻開始後の物価高に名目賃金の上昇が追いついていないことなどから、いずれの性・年齢階級でも実質賃金の最高水準は更新されていない。

図表 8 : 若年フルタイム労働者の実質賃金の推移



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「国民経済計算」より大和総研作成

3. 税・社会保険料負担と実質可処分所得の推移

実質可処分所得の最高水準は 2018～2020 年

図表 9 は、税・社会保険料負担と給付も考慮した、扶養者のいない若年フルタイム労働者の実質可処分所得の推移を示すものである。

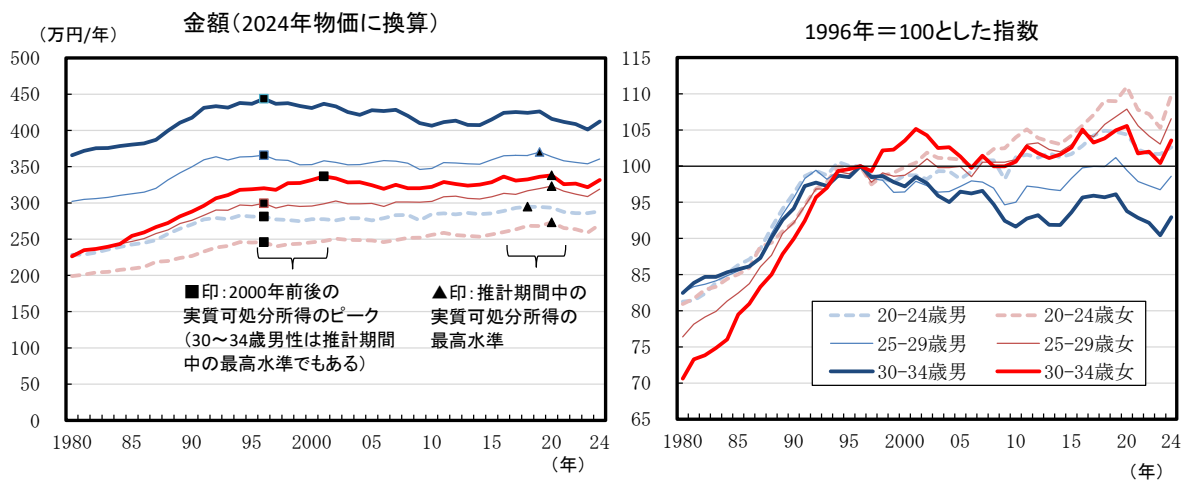
実質可処分所得でみても、実質賃金でみたときと同様に、1980 年代～1996 年頃はいずれの性・年齢階級においても上昇基調であった。1980 年代～1996 年頃にかけても、（累進緩和による直接税の軽減が大きかった 30～34 歳男性を除けば）主に社会保険料率の上昇により、実質賃金の伸びより実質可処分所得の伸びは抑えられていた。しかし、実質賃金の伸びが大きかったため、実質可処分所得の上昇は続いていた。

1998 年以後は実質賃金の伸びが若干の上昇か横ばいにとどまるようになるが（前掲図表 8）、社会保険料率の上昇は続いた。このため、1998 年から 2015 年頃にかけて実質可処分所得は、女性と 20～24 歳男性では横ばいで、25～29 歳と 30～34 歳の男性では低下していた。

2015 年から 2021 年にかけては社会保険料率がほぼ一定であった一方、コロナ禍前の 2019 年までは実質賃金が上昇トレンドを保っていた。このため、2015 年から 2019 年にかけて実質可処分所得が上昇し、2019 年時点で 30～34 歳男性を除き、2000 年前後のピークを上回った。推計期間中の実質可処分所得の最高水準は、女性は 10 万円の定額給付が実施された 2020 年、20～24 歳男性は 2018 年、25～29 歳男性は 2019 年となった（30～34 歳男性は 1996 年が最高）。

2022 年以後は実質賃金が低下している中、雇用保険料率の引上げも僅かに実質可処分所得の下押し要因となっている。2024 年は定額減税の実施により前年比で実質可処分所得が上昇しているが、20～24 歳女性を除き 2019 年の水準に届いていない。30～34 歳男性は、2019 年時点でも 1996 年の 96.1% の水準にとどまり、2024 年時点では同 92.9% の水準となっている。

図表 9：若年未婚フルタイム労働者の実質可処分所得の推移



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「国民経済計算」より大和総研作成

1980年代は若年層の中でも直接税の累進構造が確認できる

図表 10 は、扶養者のいないフルタイム労働者が負担する直接税（所得税＋住民税）の年収に対する割合（直接税負担率）の推移である。

図表 10 をみると、1980 年代においては、20～34 歳の範囲でも所得の高低に応じて、相応の直接税負担率の差があったことがわかる。1980 年の 20～24 歳女性の直接税負担率は 5.51% であるのに対し、30～34 歳男性は同 9.22% と、差が 3.71%pt あった。

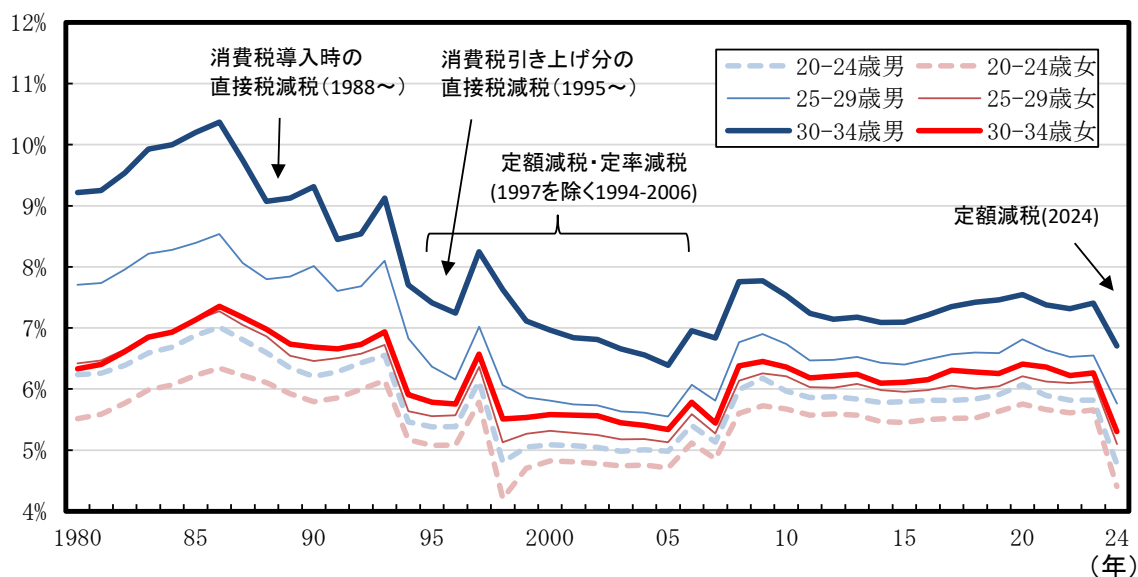
その後、税率 3% での消費税の導入および消費税率の 5% の引上げに合わせて、1988 年および 1995 年に所得税率の累進度が緩められた。1994～1996 年および 1999～2006 年の定率減税、1998 年の定額減税による直接税の軽減も行われた。2005 年の 20～24 歳女性の直接税負担率は 4.71%、30～34 歳男性は同 6.39% と、差が 1.68%pt となった。

2005 年から 2008 年にかけて定率減税の縮小・廃止により直接税負担率が上昇した。

2009 年から 2012 年頃にかけては、名目賃金の低下と社会保険料の増加により直接税の課税ベースが自然減となり¹⁶、直接税負担率が低下した。

2015 年頃からは名目賃金の上昇により緩やかに課税ベースが自然増となり、直接税負担率が上昇傾向にあったが、2024 年は定額減税が行われたことにより直接税負担率が大きく低下した。

図表 10：若年フルタイム労働者（扶養者なし）の直接税負担率の推移



(注) 図表中の制度改正は施行された暦年を表示している。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「国民経済計算」、法令等より大和総研作成

¹⁶ 2009 年に賃金が下落し、2010～2012 年に社会保険料が急増した。社会保険料は所得税・住民税において全額所得控除されるため、社会保険料の増加は所得税・住民税の課税ベースを減少させる。

社会保険料負担率は 2018 年までに長期的に上昇

図表 11 は各年齢階級のフルタイム労働者の年収に対する社会保険料の割合（社会保険料負担率）¹⁷の推移である。

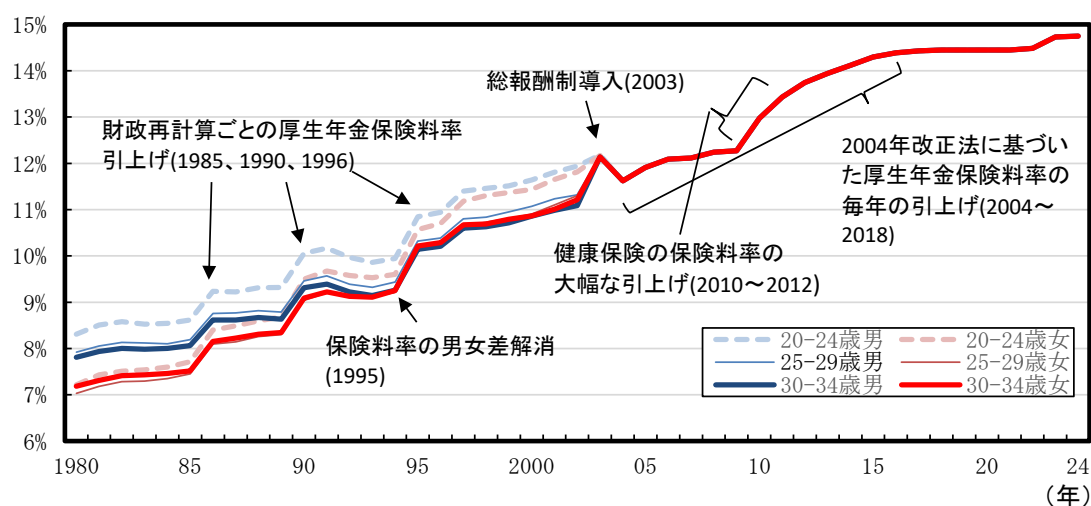
1980 年における社会保険料負担率は、男女および年齢階級による差があった。当時は厚生年金保険料率に男女差があったほか、賞与には保険料が課されなかったため、年収に占める賞与の割合が高い者ほど社会保険料負担率が低くなっていた。これらの差は、1995 年の厚生年金保険料率の男女差解消と 2003 年の総報酬制導入¹⁸により解消した。

厚生年金は、2004 年の法改正前までは、5 年に一度の財政再計算の都度、保険料率を定める仕組みであり、1985 年、1990 年、1996 年に保険料率が大きく引き上げられた¹⁹。2004 年の法改正後は、毎年同幅で保険料率が引き上げられ、2017 年 9 月以後は 9.15%に固定された²⁰。

健康保険は、その年度の給付を賄うよう保険料率が設定される。保険料率は 1980 年以後緩やかな上昇傾向にあったが、リーマンショック後の賃金低迷を受けて 2010 年度～2012 年度に特に急ピッチで引き上げられ、2012 年度以後は同水準で保たれている²¹。

2015 年から 2021 年にかけては社会保険料負担率がほぼ一定に保たれた。これは、2017 年まで厚生年金保険料率の引上げが続いた一方で、2015 年以後の雇用保険料率の引下げによりほぼ相殺されたためである。2022 年以後は雇用保険料率の引上げにより、社会保険料負担率は若干上昇している。

図表 11：若年フルタイム労働者の社会保険料負担率の推移



(注) 図表中の制度改正は施行された暦年を表示している。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、法令等より大和総研作成

¹⁷ 社会保険料は、所得税における所得控除のような、扶養親族等の有無による負担の軽減はない。

¹⁸ 総報酬制導入時は 2003 年 4 月であり、2003 年は年の中途から月給に対する保険料率が下がる一方、夏冬の賞与に対する保険料率はともに上がったため、2003 年の社会保険料負担率は跳ね上がった。

¹⁹ 2020 年も本来は厚生年金保険料率を引き上げる時期であったが、景気への配慮から引上げが凍結された。

²⁰ その際、固定された保険料率で賄われる財源の範囲に給付を抑える「マクロ経済スライド」が導入された。

²¹ 健康保険（協会けんぽ・全国平均）の保険料率（従業員負担分）は、2009 年度 4.1%、2012 年度 5.0%と、3 年間で 0.9%pt 上昇したが、2012 年度以後は 5.0%で保たれている。

税・社会保障の純負担率は上昇基調

図表 12 は扶養者のいないフルタイム労働者の税・社会保障の純負担率（以下、純負担率）の推移である。純負担率は、（直接税＋社会保険料－給付）／年収の算式で求めた。前述の直接税、社会保険料のほか、2008 年と 2020 年の給付金を反映して算出している。

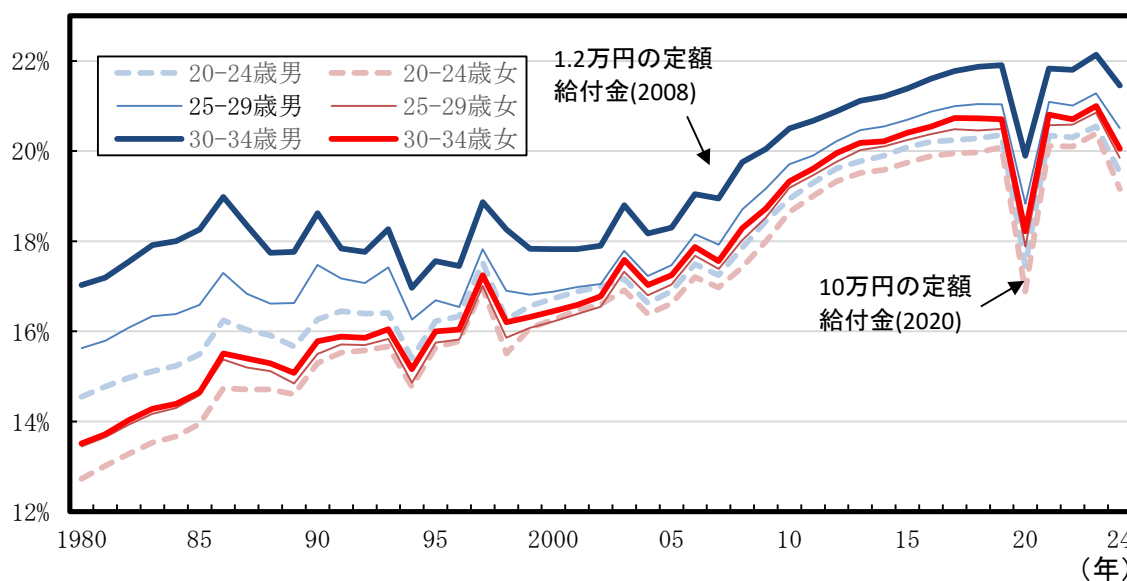
1980 年時点では、男女および年齢階級による差が大きく、20～24 歳女性が 12.73%、30～34 歳男性は 17.03%と、若年層の中でも 4.30%pt の差があった。これは、直接税において累進性が強く機能していたことと保険料率の男女差による。

1990 年代以降は、30～34 歳男性とそれ以外の純負担率の差が小さくなる。これは、減税によって直接税の累進性が緩和されたことと、30～34 歳男性の賃金の伸びが小さく（前掲図表 7）他との差が縮んだことによる。総報酬制導入後の 2003 年には、20～24 歳女性が 16.91%、30～34 歳男性が 18.80%と純負担率の差は 1.89%pt となっている。以後は定額給付金・定額減税のあった 2008 年、2020 年、2024 年を除き、純負担率の差は 2%pt 未満で推移している。

1980 年から 2003 年にかけては、純負担率の差が縮まる過程にあり、1980 年の純負担率が高かった 30～34 歳男性の上昇幅は 1.77%pt にとどまる一方、1980 年の純負担率が低かった 20～24 歳女性の上昇幅は 4.18%pt となった。

2004 年から 2015 年にかけては社会保険料負担率の上昇により、性・年齢階級を問わず（定額給付金のあった 2008 年を除き）一貫して純負担率が上昇する。2015 年以後は社会保険料負担率が一服したが（前掲図表 11）、（2020 年の定額給付金、2024 年の定額減税実施時を除き）主に名目賃金上昇による直接税負担率の上昇により緩やかに純負担率が上昇している。

図表 12：若年フルタイム労働者（扶養者なし）の税・社会保障の純負担率の推移



（注）図表中の制度改正は施行された暦年を表示している。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「国民経済計算」、法令等より大和総研作成

4. 時間あたり実質可処分所得の推移

2024 年の時間あたり実質可処分所得は 2019 年並みの過去最高水準

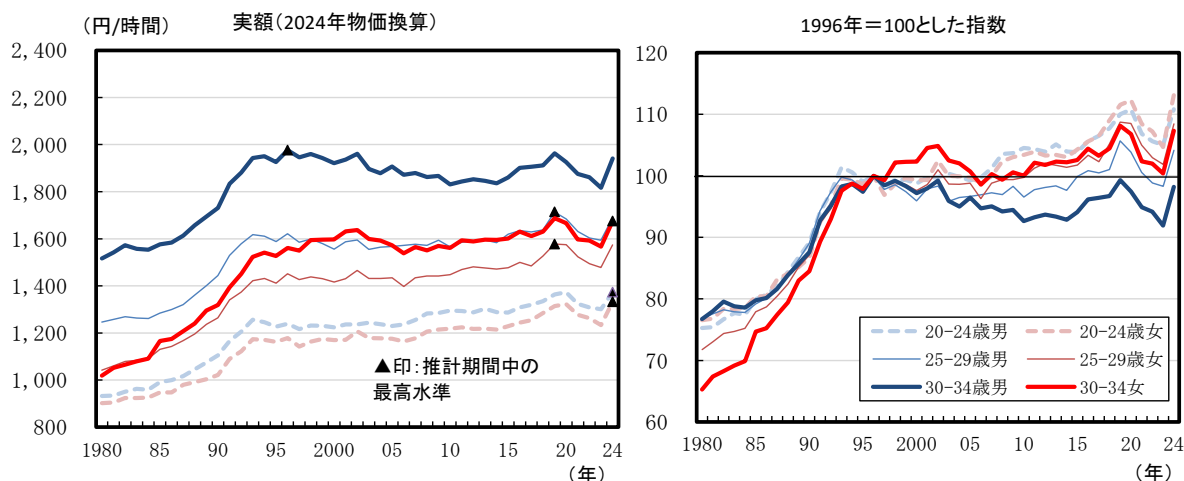
図表 13 は、扶養者のいない若年フルタイム労働者の、労働時間 1 時間あたりの実質可処分所得の推移を示すものである。

労働時間は、主に 1990 年代前半の週 48 時間制から週 40 時間制への移行期、および 2019 年以後の時間外労働上限規制の施行後に短縮された（前掲図表 4）。このため、実質可処分所得の推移と比べ「時間あたりの実質可処分所得」では、1990 年代前半の伸び率がより高くなり、2019 年以後の低下が抑えられている。

また、女性よりも男性の方が労働時間が長いため、実質可処分所得よりも「時間あたり実質可処分所得」の方が男女差がやや縮まっている。30～34 歳女性は 2000 年以後、実質可処分所得の伸びが緩やかであったが、「時間あたり実質可処分所得」ではより若い年齢階級の女性との差が縮まっている。

2024 年の時間あたり実質可処分所得は、20～24 歳の男性・女性、30～34 歳の女性で推計期間中の過去最高を更新した。25～29 歳の男性・女性は、2019 年水準には達しないものの、1996 年水準を上回っている。30～34 歳男性は 2019 年、1996 年水準のいずれにも達していないが、これらに迫る水準（2019 年比 98.9%、1996 年比 98.2%）となっている。

図表 13：若年フルタイム労働者（扶養者なし）の時間あたり実質可処分所得の推移



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「国民経済計算」より大和総研作成

おわりに～若年層の暮らし向きの評価と政策的示唆

1980 年から 2015 年頃にかけて、家計の負担は社会保険料率の上昇によりほぼ一貫して上昇していたが、1996 年頃まで実質賃金の伸びが大きかったため、いずれの性・年齢階級でも実質可処分所得が上昇した。

1996 年頃から実質賃金の伸びが鈍化すると、社会保険料率の上昇等を加味した実質可処分所得では、女性および 20～24 歳男性は概ね横ばいに、25～29 歳、30～34 歳男性は下降トレンドに入る。

2015 年頃に社会保険料率の上昇が止まり、実質賃金が緩やかな上昇トレンドに転換したため、2015 年から 2019 年にかけて実質可処分所得が上昇し、2019 年時点で 30～34 歳男性を除き、1996 年の水準を上回った。その後は物価上昇に賃金上昇が追い付かず（実質賃金の低下により）、2024 年の実質可処分所得は 2019 年より低い水準となっている。

現役世代にとっての税や社会保険料の負担感は政治課題となり、税や社会保険料により若者がかつてより貧しくなっているとの印象が論じられることもある。しかし、本レポートの推計では、30～34 歳男性を除けば、2019 年の実質可処分所得は 1996 年水準を上回っていたため、バブル期も含む超長期で比較して若者全般がかつてより貧しくなっているとは言い難い。足元の暮らし向きの悪化は急速な物価上昇による実質賃金低下で生じており、税や社会保険料の影響は軽微だ。当面の政策課題は税や社会保険料よりも、物価の安定にあるだろう。

むろん、社会保険料率の上昇は実質可処分所得の伸び悩みの大きな要因となっている。若者の暮らし向きの改善のためには社会保険料率の安定化が長期的な課題となる。そのためには社会保険の賦課ベースの拡大と給付費の抑制に向けた改革を進めることが必要だ²²。

2024 年の 30～34 歳男性の実質可処分所得は、1996 年の 92.9%にとどまるが、労働時間が短縮されたため「1 時間あたり実質可処分所得」は 1996 年の 98.2%まで戻ってきた。この間、女性が結婚・出産してもフルタイムで働き続けられる環境が整備されてきており、30～34 歳の男女が結婚し子どもを持った際に実現できる世帯としての実質可処分所得は、1990 年代より上昇しているものと考えられる。2012 年以後レポートでは、「30 代 4 人世帯」のモデルで 2014 年以後の実質可処分所得の上昇トレンドを確認できているが、1996 年水準との正確な比較はできていない。女性の働き方の変化も踏まえた、結婚後のモデル世帯における超長期の実質可処分所得の推計は、今後の研究課題としたい。

²² 詳細は、是枝俊悟・石橋未来・吉田亮平・佐藤光・吉井希祐・末吉孝行「[必要な社会保障給付の維持と保険料率の安定化を両立せよ](#)」（大和総研レポート、2025 年 5 月 29 日）を参照。